

## 東京新宿メディカルセンター実習生受入れ実施要綱

(実習生の受入れについて)

第1条 この要綱は、東京新宿メディカルセンター（以下「病院」という。）が、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養士、臨床工学士及び医療技術者等の養成及び事務員の体験実習を目的とする、公立等の学校若しくは養成所等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という）の学生に係る病院実習を養成機関等から委託され、当該学生を受託実習生（以下「実習生」という）として受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(申請)

第2条 養成機関等は、学生の実習を当院に委託しようとするときは、実施日の3ヶ月前に原則別紙様式1実習受入申請書を院長に提出するものとする。

2 院長は、病院の業務に支障がないと認めた場合は、実習生として受け入れることができる。

3 院長は、実習生の受入許可にあたり、養成機関等に書面で通知する。

(経費)

第3条 第2条第2項の規程により許可を受けた養成機関等は、実習に要する経費（以下「実習料」という）を実習生1人につき許可された実習期間の日数に応じて支払うこと。

2 実習料の額は、「実習料単価表」（別表）のとおりとする。なお、振込手数料は、養成機関等の負担とする。

(手続き)

第4条 実習生は、原則実習開始10日前までに「誓約書」（様式3）及び「ワクチン接種歴・抗体検査結果及び胸部エックス線検査結果報告書」（様式4）を提出すること。

2 その他必要書類については、指定の期日までに提出すること。

(実施)

第5条 実習生は、実習を行う所属長の指示に基づき実習を行うものとする。

(心得)

第6条 実習を行うにあたり実習生は、病院のルールを守り実習を行うこと。

(許可の取り消し)

第7条 院長は、実習生としてふさわしくない行為があったときは、受入れの許可を取り消し、当該実習生の実習を停止させることができる。

(損害賠償等)

第8条 実習生の実習を委託した養成機関等は、当該実習生の故意又は過失により生じた施設及び設備等の損傷については、法令等の定めるところによりその責を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実習生に関して必要な事項は、双方協議のうえ院長が別に定める。

令和5年4月1日 改定

令和5年12月1日 改定

(別表)

実習料単価表

区分	金額
医学生	2,000円(下限)
薬剤学生	5,400円(下限)
栄養士	1,500円(下限)
臨床検査技師	
放射線技師	
理学療法士	
作業療法士	
言語聴覚士	
臨床工学士	
看護師(学生のみ)	
ソーシャルワーカー	
その他	
看護師(認定看護師・セカンドレベル・サードレベル)	5,000円(下限)

※1人につき1日あたり(税込)

※東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校は除く